

令和 6 年第 5 回南島原市教育委員会定例会

日時 令和 6 年 5 月 2 7 日（月）午後 2 時

場所 南有馬庁舎 2 階会議室 1

議事日程

第 1 開会

第 2 前回会議録の承認

第 3 会議録署名人の指名

第 4 教育長・各課室報告

第 5 議案審議

- ・報告第 11 号 南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の制定について
- ・報告第 12 号 南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱の制定について

第 6 その他

- （１）次回教育委員会定例会の開催について
- （２）その他

第 7 閉会

令和6年 第5回南島原市教育委員会定例会 教育長報告

○令和6年4月の諸会議並びに諸行事

- 26日(金) 14:00 令和6年教育委員会第4回定例会(南有馬庁舎)
- 30日(火) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)

○令和6年5月の諸会議並びに諸行事

- 3日(金) 9:30 令和6年度南島原市少年柔道大会(南有馬武道館)
- 8日(水) 13:00 第36回九州都市教育長協議会定期総会(長崎市)
- 9日(木) 9:00 第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(長崎市)～10日
- 11日(土) 9:45 第42回島原半島文化賞授賞式(島原市)
- 13日(月) 10:00 南有馬中体育大会激励視察(南有馬中学校)
- 17日(金) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
15:30 令和6年度第1回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会会議(オアシス)
- 18日(土) 13:00 令和6年度南島原市PTA連合会総会(コレジヨ)
- 19日(日) 13:30 令和6年度南島原市文化協会総会(コレジヨ)
- 21日(火) 17:00 島原半島租税教育推進協議会定期総会(西有家庁舎)
- 22日(水) 11:30 駐福岡台湾総領事来庁(西有家庁舎)
- 23日(木) 10:30 令和6年度第1回南島原市学校支援共同実施連絡協議会(南有馬庁舎)

令和6年 第5回南島原市教育委員会定例会 各課室報告

○教育総務課

- 4月30日 有家中学校屋内運動場屋根防水改修工事完成検査
- 5月1日 補助金等の見直しに係る教育委員会内部協議
- 5月21日 学校修繕箇所現地確認（5月31日まで）

○学校教育課

- 4月30日 学習用端末の活用に係る研修（コレジョ）
- 5月1日 部活動地域移行に関する説明会（南有馬中学校）
- 5月2日 令和6年度南島原市教頭会総会・第1回研修会（オアシス）
- 5月7日 学校支援共同実施連絡協議会担当者会（南有馬庁舎）
- 5月10日 南島原市学校事務研究会総会（オアシス）
- 5月12日 市内中学校体育大会（口中、南中、北中、深中）
- 5月15日 口之津地区第1回学校運営協議会（口之津小学校）
- 5月19日 市内小学校運動会及び中学校体育大会（南小、加中、西中、有中、布中）
- 5月21日 島原半島租税教育推進協議会定期総会（島原税務署）
- 5月23日 第1回学校支援共同実施連絡協議会（南有馬庁舎）
- 5月24日 GIGAスクール構想第2期における学習用端末検討会（カムス）
- 5月26日 市内小学校運動会（加小、野小、口小、有馬小、西小、深小）

○生涯学習課

- 4月29日 自然と遊ぼう（俵石公園）
- 5月9日 市町社会教育主管課長及び担当者会議（県庁）～10日
- 5月11日 第42回島原半島文化賞授賞式（島原市文化会館）
- 5月12日 V・ファーレン長崎サンクスマッチ（諫早市）
- 5月14日 南島原市スポーツ協会第1回常任理事会（南有馬庁舎）
- 5月17日 令和6年度第1回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議（オアシス）
北九州ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会（壱岐市）
- 5月18日 第41回中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会（福岡県）～19日
南島原市PTA連合会総会（コレジョ）
- 5月19日 南島原市文化協会総会（コレジョ）
- 5月23日 県社会教育主事等連絡協議会第1回理事会（県庁）
南島原市スポーツ協会第1回理事会（南有馬庁舎）
- 5月25日 南島原市図書館まつり（コレジョ）

○文化財課

- 4月28日 原城跡発掘調査 現地説明会
- 5月3日 原城跡発掘調査 速報展（有馬キリシタン遺産記念館）～7月3日
- 5月23日 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員現地指導

令和6年 第5回南島原市教育委員会定例会 各課室報告

○世界遺産推進室

- 4月27日 コルスアンジェリクス（北有馬町）発表（有馬キリシタン遺産記念館）
- 5月7日 観光協会との意見交換（有馬キリシタン遺産記念館）
- 5月8日 歴史資料調査（島原城、本光寺）
- 5月9日 原城跡世界遺産センター整備事業に係る長崎県との協議（長崎県庁）
- 5月15日 原城跡世界遺産センター整備事業に係る三部局協議（西有家庁舎）
- 5月22日 長崎県世界遺産実務者研修（平戸市） ～23日
- 5月24日 歴史資料調査（長崎歴史文化博物館）

報告第 1 1 号

南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の制定について

提案理由

学校給食費について、保護者の負担を増大させることなく学校給食の質の維持を図るため、原油価格・物価高騰による学校給食費の増額分に対して、南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金を交付するため、要綱を制定したので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 5 条の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）について、学校給食の質の維持及び保護者の負担軽減を図るため、原油価格・物価高騰の影響による学校給食費の値上げ相当分に対し、予算の定めるところにより、保護者の負担軽減を図ることを目的に、南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、南島原市学校給食会とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、令和5年度の学校給食費からの値上げ相当額の50パーセントを上限に、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 補助の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金事業計画書（様式第1号）

(2) 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金収支予算書（様式第2号）

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、別に定める。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった会計年度の3月30日のいずれか早い日とする。

(1) 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金収支精算書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から

適用する。

様式第1号 (第4条関係)

年度 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金事業計画書

事業目的		
事業の概要		
団体名		
代表者名		
実施期間		
事業概要詳細：		

様式第2号（第4条、第5条関係）

年度 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金収支予算書（精算書）

団体名

収入

単位：円

費目	予算額 (決算額)	説明
合計		

支出

単位：円

費目	予算額 (決算額)	説明
合計		

報告第 1 2 号

南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱の制定について

提案理由

市内中学校部活動の地域移行に伴い、市内地域クラブに対し、運営及び指導に要する経費を助成するため、要綱を制定したので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 5 条の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会体育・文化活動の健全な育成とその安全を確保し、もって生徒の心身の均衡ある成長を期するため、市立中学校の生徒が在籍し、及び活動する体育・文化団体のうち、市がその活動を認めた団体（以下「市内地域クラブ」という。）に対し、南島原市中学校社会体育・文化活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものであって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市内地域クラブにおける社会体育・文化活動の運営及び指導に要する経費
- (2) その他競技力向上に要する経費

(補助額)

第3条 補助額は、前条に規定する経費の範囲内とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 中学校社会体育・文化活動補助金事業計画書（様式第1号）又はこれに代わる書類
- (2) 中学校社会体育・文化活動補助金収支予算書（様式第2号）又はこれに代わる書類

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

- (1) 中学校社会体育・文化活動補助金事業実績書（様式第1号）
- (2) 中学校社会体育・文化活動補助金収支精算書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払又は前金払に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 中学校社会体育・文化活動補助金交付概算払（前金払）請求書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

年度中学校社会体育・文化活動補助金事業計画（実績）書

地域クラブ名

活動目的			
活動期間			
地域クラブ 活動補助費	費 目	金 額	備 考
	合 計	円	
各地域クラブ活動一覧			

様式第2号（第4条、第5条関係）

年度中学校社会体育・文化活動補助金収支予算（精算）書

収入

地域クラブ名

費目	予算（決算）額	説明
合計		

支出

費目	予算（決算）額	説明
合計		

様式第3号（第6条関係）

年度中学校社会体育・文化活動補助金交付概算払（前金払）請求書

一金

円也

年 月 日南島原市指令 第 号で交付決定通知のあった南島原市中学校社会体育・文化活動補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

年 月 日

南島原市長

様

請求者

住 所

氏 名

